

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成24年3月31日までの間は、第2条第1項第2号（1）中「面積が3ヘクタール」とあるのは「、都市再生特別地区の区域にあっては面積が2ヘクタール以上、その他の区域にあっては面積が3ヘクタール」と、同号（7）中「（1）の高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域」とあるのは「（1）の都市再生特別地区の区域にあっては買取りを予定する都市機能更新用地の面積の合計がおおむね0.5ヘクタール以上であること、（1）の高度利用地区の区域」と、「区域内にある」とあるのは「区域内にあっては」とする。
- 3 この要領の適用の際現に首都圈整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律（平成14年法律第83号）附則第5条の規定による改正前の法第1条第1項第1号の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 4 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律（平成14年法律第83号）附則第6条第2項の規定により資金の貸付けを行うことができることとされている土地の買取りについては、改正前の都市開発資金貸付要領（以下「旧貸付要領」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧貸付要領第2条第1項第1号（4）中「土地所有者」とあるのは「平成14年7月12日までに土地所有者」とする。
- 5 平成13年3月31日までの間は、第2条の8第1項の規定にかかわらず、地方公共団体の申出により、都市施設用地に係る地方公共団体貸付金（法附則第8項に規定する貸付金に限る。）の償還期間を12年（6年の据置期間を含む。）とすることができる。
- 6 平成12年3月31日までの間は、第3条の3中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第3条の4第1項中「2分の1」とあるのは「4分の1」と、第3条の18中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第3条の19第1項中「3分の1」とあるのは「6分の1」とする。
- 7 平成12年3月31日までの間は、第4条の3中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第4条の4第1項「2分の1」とあるのは「4分の1」と、第4条の14中「貸付額の2分の1」とあるのは「貸付額」と、第4条の15第1項中「2分の1」とあるのは「4分の1」とする。
- 8 独立行政法人都市再生機構法附則第44条第1項の規定により国が独立行政法人都市再生機構に対し資金を貸し付ける場合においては、第6条第1号中「第11条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号に掲げる業務（委託に基づき行うもの並びに」とあるのは「附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号。以下この条において「旧都市公団法」という。）第28条第1項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までに掲げる業務並びに独立行政法人都市再生機構法附則第16条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和37年法律第95号）第19条第1項第1号に掲げる業務（」と、同条第2号中「独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号」とあるのは「旧都市公団法第28条第1項第1号」と、「第3号（」とあるのは「第2号（」と、「又は第3号」とあるのは「又は第2号」と、「第9号」とあるのは「第8号」と、「及び第10号（同項第1号、第3号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）」とあるのは「並びに第9号イ（同項第1号、第2号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）及びロ（同項第1号又は第2号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）に掲げる業務」と、同条第3号中「独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号」とあるのは「旧都市公団法第28条第1項第1号」と、「第2号、第3号」とあるのは「第2号」と、「第7号（同項第1号から第3号まで又は第9号」とあるのは「第6号、第7号（同項第1号、第2号又は第6号）と、「第9号（同項第1号から第3号まで」とあるのは「第8号（同項第1号、第2号又は第6号）と、「及び第10号（同項第1号から第3号まで、第7号又は第9号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）」とあるのは「並びに第9号イ（同項第1号、第2号、第6号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）、ロ（同項第1号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）及びハに掲げる業務」とする。
- 9 この要領の適用の際現に中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進

に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）附則第20条の規定による改正前の法第1条第1項第2号ホ及び同条第2項第2号の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 10 住生活基本法施行令（平成18年政令第213号）附則第6条の規定による住生活基本法第17条第1項の規定により都道府県計画が定められるまでの間は、同施行令の施行の際現に同法附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第8条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第3条の3第1項の規定により定められている供給計画において定められている同条第2項第4号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域は、第2条第1項第2号（1）に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域とみなす。
- 11 平成22年3月31日までの間は、第4条の4第1項中「地方公共団体の貸付金の償還に要する費用」とあるのは、「借入金の償還に要する費用」と、第4条の5第2項中「第4条の3及び第4条の4に規定する貸付金の償還に要する費用」とあるのは、「第4条の3に規定する貸付金の償還に要する費用及び第4条の4に規定する借入金の償還に要する費用」とする。
- 12 機構は、当分の間、民間都市開発法第4条第1項第1号に掲げる業務を、当該業務の対象となる事業（以下「参加対象事業」という。）の用に供する土地の所有権を取得した日後から参加対象事業の用に供する建物の着工の日前までの間（以下「土地取得段階」という。）に行おうとする場合には、あらかじめ、当該参加対象事業が次に掲げる基準に該当することについて、国土交通大臣の承認を受けなければならない。
 - 一 当該民間都市開発事業が、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与するものであると認められること。
 - 二 工事着手の時期及び事業実施期間が、当該参加対象事業を迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること。
 - 三 当該参加対象事業の実施に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分にあること。
 - 四 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - イ 公的機関等の用地の公募落札、都市計画の決定若しくは変更又は事業実施に必要な法令に基づく許認可等において当該参加対象事業の実施によって整備される建築物及び公共施設の計画の概要がおおむね確定していること。
 - ロ 次のいずれかに該当することにより当該参加対象事業の実施によって整備される建築物及び公共施設の計画の概要がおおむね確定していること。
 - (1) 当該参加対象事業が、都市再生法第15条第1項に規定する地域整備方針に適合するものであること。
 - (2) 当該参加対象事業が、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に規定する認定基本計画に適合するものであること。
 - (3) 住宅市街地総合整備事業の整備計画に位置付けられた事業であって、かつ、次のいずれかに適合すること。
 - (一) 当該参加対象事業が補助採択された暮らし・にぎわい再生事業のコア事業である都市機能導入施設を含む開発事業であること。
 - (二) 当該参加対象事業に関する補助採択された優良建築物等整備事業に係る事業計画が策定されていること。
 - ハ 当該参加対象事業の計画について、国土交通大臣が関係市町村長に意見を聴き、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与するものであるとして当該関係市町村長から事業を推進すべき旨の意見があつたこと。
 - 五 機構が当該参加対象事業に参加しようとする日が、平成24年3月31日以前であること。
 - 13 この要領の適用の際現に都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）による改正前の法第1条第9項の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

14 改正後の第5条の2第2項第2号ロの規定にかかわらず、法第1条第6項の規定による資金については、中心市街地法第9条第7項の認定を受けた基本計画又は認定されることが確実と見込まれる同計画において定める中心市街地の区域で平成28年度末までに実施される事業については、貸付けを行うことができる。